明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**八二）　一

〔告　示〕

○生産動態統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**経済産業**二七四）　三

○液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（**国土交通**一五二六）　三六

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一五二七）　三七

○固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部を改正する告示（**同**一五二八）　四

○その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他のばら積み物質の積載の方法を定める告示（**同**一五二九）　五三

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件（**同**一五三〇）　六四

○高速自動車国道に関する件（**同**一五三一）　二六六

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一五三二）

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一五三三）　二六七

○道路に関する件（**東北地方整備局**一八四～一八八）

○道路に関する件（**関東地方整備局**四二二）

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**二五二）　二六八

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**二五三）

省　令

○経済産業省令第六十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条第一項の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次に掲げる事項」の下に「のうち、経済産業大臣が必要と認めるもの」を加え、同条同項第一号中「生産高」を「生産」に改め、同条同項第二号中「出荷高」を「受入」に改め、同条同項第三号中「在庫高」を「消費」に改め、同条同項に次の五号を加える。

四　出荷
五　在庫
六　原材料
七　従事者
八　生産能力及び設備

同条第二項を削る。

別表を次のように改める。